

ご担当者

様

(31)テールゲートリフター特別教育のご案内
会員コード0

(一社)古河労働基準協会

テールゲートリフター特別教育(学科)のご案内

労働安全衛生規則等の一部が改正され、労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条第5号の4により「テールゲートリフター(貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフト)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る)が令和6年2月1日から特別教育の対象となりました。

つきましては、下記により学科のみの講習を開催しますので、ご希望がございましたら別添によりお申し込み下さい。(実技講習は社内等でテールゲートリフターの操作方法について2時間の教育を行って下さい)

1. 日程及び会場 日 時 4月20日(土) 8:30~12:45 **10分前までに受付をすませて下さい**

会 場 ネーブルパーク平成館 住所:古河市駒羽根620 TEL0280-91-2080

会場地図は当協会ホームページよりダウンロードしていただけます。

2. 受講料等について

(消費税込)

	(※2)料金(税込)
(※1)会員事業場	¥8,800
会員以外の事業場又は個人	¥9,900

(※1)会員事業場とは茨城県内各地区労働基準協会の会員事業場です。

(※2)テキスト代込の料金となります。

3. 定員 72名

4. 申込締切日 4月5日(金)

5. 申込方法

当協会のホームページ(ただいま受付中内)又はお電話で空席状況をご確認のうえ、別添の『受講申込書(仮予約兼用)』に必要事項をご記入いただき、当協会までファックスして下さい。(送付状不要)
その後、10日以内に受講料等をお支払い下さい。ただし10日より前に申込締切日が設定されている場合は、申込締切日までにお問い合わせいたします。※講習日当日のお支払いはできません。

電話番号 0280-31-4176 ファックス番号 0280-32-6116

①協会窓口現金を持参する

古河労働基準協会事務局の窓口でお支払い下さい。受講票をお渡します。

受付時間は平日午前9時~11時30分 午後1時~4時30分となります。なお、講習、会議等で不在の場合がありますのでホームページ等でご確認下さい。

②銀行振込

(振込口座) 足利銀行古河支店(普通)5507855 名義:一般社団法人古河労働基準協会

恐れ入りますが振込手数料は貴事業場にてご負担下さい。

ご入金のご確認ができましたら、受講票をご送付します。

事務局 〒306-0011茨城県古河市東3-7-35永塚ビル1F TEL0280-31-4176 FAX0280-32-6116

**注:ご予約後10日を過ぎてもお支払いをいただけない場合はキャンセルさせていただく場合がございます。
ご入金が遅れる場合は必ずご連絡下さい。**

7. 修了証交付 講習終了後即日交付します。

8. 当日のご注意 当日は受講票・鉛筆・消しゴムを持参して下さい。テキストは当日お渡しいたします。

9. その他 申込締切日後に取り消されても受講料等はお返しできません。

※申込書の氏名・生年月日の記入誤りが多く見受けられます。交付日以降の修了証の訂正・交換には手数料がかかりますので、ご記入の際は再度ご確認ください。(申込書に記入された内容が修了証に記載されます)

外国人労働者の受講条件について

- (1)日本語の日常会話が理解できること(必須) (2)専門用語が理解できない場合は通訳をつけて下さい
(3)在留カードのコピー及び日本語理解力申告票を添付して下さい。

窓口休業のご案内 3月22日(金) 会議のため窓口業務は休業します